

相模原市民生委員児童委員協議会会則

(名称及び組織)

第1条 本会は相模原市民生委員児童委員協議会と称し、本市民生委員・児童委員をもって組織する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を相模原市社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員の資質向上及び相互の連絡提携並びに親睦を図り、もって民生委員児童委員活動の推進を期することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 民生委員・児童委員の職務についての調査、研究
- (2) 地域社会における社会福祉事業推進の研究
- (3) 各種研修会、講習会並びに大会の開催又は参加
- (4) 会員の互助、親睦及び連絡
- (5) 関係機関団体組織との連携と協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

(理事・常任理事・役員)

第5条 本会に理事47名を置く。

- 2 理事のうち、23名を常任理事とする。
- 3 会長及び3名以内の副会長、会計及び監事を各2名置く。
- 4 会長、副会長、会計を役員とする。

(選任)

第6条 理事は各地区民生委員児童委員協議会会長及び副会長各1名、主任児童委員連絡会委員長及び副委員長2名とし、このうち、常任理事には各地区民生委員児童委員協議会会長と主任児童委員連絡会委員長が当る。

- 2 会長、副会長、会計、監事は、常任理事の中から理事会において選任する。

(職務)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は理事会を組織し、会務の重要案件を議決する。
- 4 常任理事は常任理事会を組織し、次の会務の執行について議決する。
 - (1) 事業計画に基づく事業の執行
 - (2) 専門委員会からの課題、提案、検討内容についての協議
 - (3) 地区民児協の状況等、情報交換による問題等の抽出、協議
 - (4) 行政、関係機関から提供された情報の共有、依頼事項への協力
 - (5) その他常任理事会が必要とする会務
- 5 役員は事業の進行管理、事業計画等会務の審議に当る。
- 6 会計は本会の会計に当る。
- 7 監事は会計及び会務の監査に当る。

(任期及び補充)

第8条 理事の任期は民生委員・児童委員の任期間（3年）とする。

2 補充理事の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は理事会、常任理事会及び役員会とする。

第10条 理事会及び常任理事会は過半数の出席によって成立し、会議の議決は出席者の過半数をもって定める。可否同数の場合は議長の決するところとする。

2 やむを得ない理由のために理事会及び常任理事会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

第11条 理事会は年1回とする。ただし、臨時理事会を開催することができる。

2 理事会の議長は理事会において選出する。

3 常任理事会及び役員会は必要に応じて開催することができる。

4 常任理事会及び役員会の議長には会長が当る。

(理事会の議決事項)

第12条 次にあげる事項は理事会の承認を得なければならない。

(1) 会則の改廃

(2) 予算・決算

(3) その他重要事項

(専門委員会)

第13条 本会は専門的事項を研究協議するため、各種専門委員会を置く。

2 委員会の設置については、別に定める。

(会計)

第14条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第15条 会員の会費については年額4,400円とする。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この会則に定めのないものについては、常任理事会において協議する。

附 則
この会則は、昭和48年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、昭和49年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、昭和50年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、昭和57年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、昭和61年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、平成2年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、平成6年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この会則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、平成18年3月20日から施行する。
附 則
この会則は、平成19年3月11日から施行する。
附 則
この会則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、令和3年5月31日から施行する。
附 則
この会則は、令和6年4月1日から施行する。